

# 居住誘導区域から

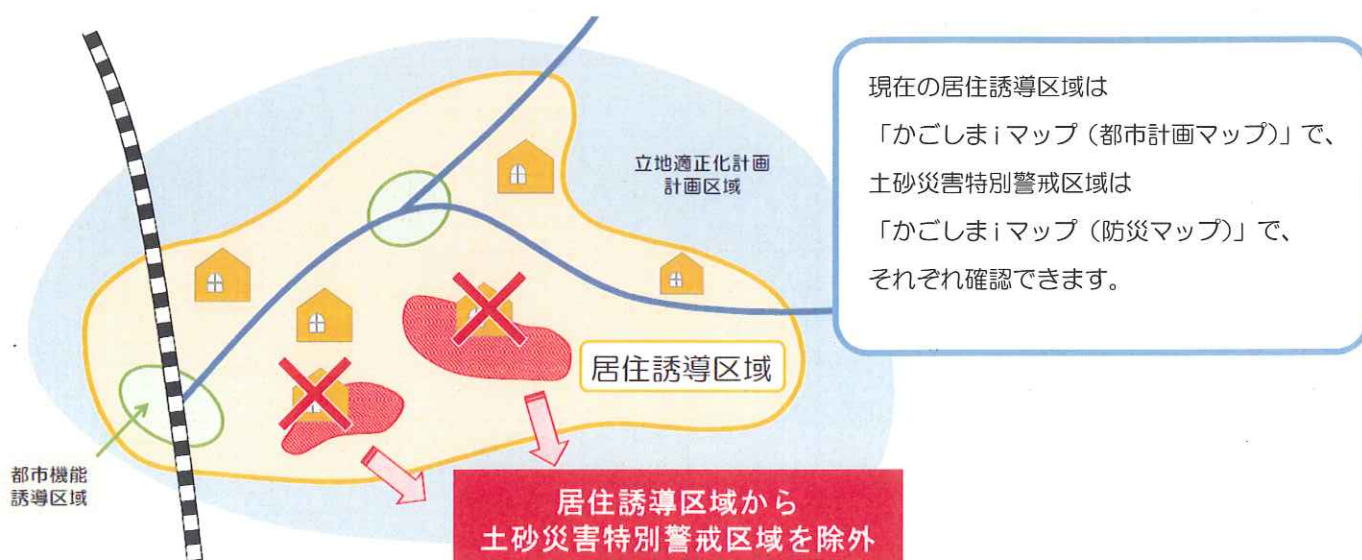
## 土砂災害特別警戒区域を除外します

本市では、平成 29 年 3 月に「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定し、その推進に取り組んでいます。このたび、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、都市再生特別措置法施行令が改正されたことから、プランの一部変更を行いました。

### 変更内容について

**変更内容**（令和 3 年 9 月 15 日より適用）

「居住誘導区域」から「土砂災害特別警戒区域」を除外します。



※居住誘導区域外では、3戸以上の住宅を新築する場合や開発する場合などに、工事に着手する30日前までに市長への届出が必要となります。

#### 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、立地適正化計画に定められた区域の一つで、一定のエリアにおいて、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域のことです。

#### 都市再生特別措置法施行令の主な改正内容

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定する「土砂災害特別警戒区域」を「居住誘導区域」に含めないこととするもの。